

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構兼業許可基準等細則

平成16年4月1日

細則第28号

最終改正 平成31年3月29日

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 営利企業の役員等の兼業（第2条—第11条）

第1節 研究成果活用企業の役員等の兼業（第2条—第6条）

第2節 株式会社又は有限会社の監査役の兼業（第7条—第11条）

第3章 自営の兼業（第12条—第15条）

第4章 他の事業への兼業（第16条—第17条）

第5章 教育に関する兼業（第18条—第20条）

第6章 短期間兼業（第21条）

第7章 許可の取り消し（第22条）

第8章 台帳の整備（第23条）

第9章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員兼業規則（平成16年規則第56号。以下「兼業規則」という。）に定めるもののほか、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の兼業の許可基準等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 営利企業の役員等の兼業

第1節 研究成果活用企業の役員等の兼業

（定義）

第2条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究成果活用役員兼業 教員が、兼業規則第4条第1項第1号に規定する研究成果活用企業の役員等の職を兼ねることをいう。
- 二 研究成果活用企業 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、

研究成果活用事業を実施するものをいう。

三 研究成果活用事業 教員の研究成果を活用する事業のことをいう。

四 役員等 取締役、執行役、業務を執行する無限責任者、理事、支配人その他これらに準ずる者（発起人及び清算人等を含み、監査役を除く。）並びに顧問及び評議員のことをいう。

（研究成果活用役員兼業の許可基準）

第3条 機構長は、教員から研究成果活用役員兼業の申請があった場合において、当該申請に係る研究成果活用役員兼業が次の各号に掲げる基準のいずれにも該当すると認めるときは、これを許可することができる。

一 研究成果活用役員兼業を行おうとする教員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果（特許権、実用新案権等として権利化されたもののほか、論文、学会発表等の形で発表されているものを含む。以下同じ。）を自ら創出（自らの発明、考案等に係る研究成果をいい、当該研究成果に係る権利等の帰属は問わない。以下同じ。）していること。

二 教員が就こうとする研究成果活用企業の役員等としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関係するものであること。

三 当該申請に係る研究成果活用企業（その親会社を含む。）との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係、検査、監査等の監督関係若しくは許可、認可等の権限行使（審議会等の委員として、許可の申請に係る研究成果活用企業に対する許可、認可等の可否に直接影響力を有する審議に参画することを含む。）の利害関係（以下「特別な利害関係」という。）又はその発生のおそれがないこと。

四 兼業の申請前2年以内に、教員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に、特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

五 教員が就こうとする研究成果活用企業の役員等としての職務の内容に、機構に対する契約の締結又は検定等の申請に係る折衝の業務（研究成果活用事業に関係する業務を除く。）が含まれていないこと。

六 教員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

七 勤務時間を割き、又は割くおそれがないこと。

八 その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 前項第2号に規定する「主として研究成果活用事業に関係するもの」とは、次に掲げる場合をいう。

一 教員が研究成果活用企業の代表取締役社長の職に就こうとする場合において、当該研究成果活用企業の主たる事業が研究成果活用事業であるとき。

二 教員が研究成果活用企業の業務担当取締役の職に就こうとする場合において、主たる担当業務が研究成果活用事業に関係するものであるとき。

3 第1項第3号に規定する「契約関係」の在否は、契約の締結についての決裁に係る参画の有無により判断する。ただし、共同研究及び受託研究に係る契約については、契約の締結についての決裁を行う権限の有無により、これを判断するものとする。

4 第1項の許可は、研究成果活用企業の役員等の任期等を考慮して、機構長が定める期

限を付して行うものとする。

(研究成果活用役員兼業の申請書類)

第4条 教員は、研究成果活用役員兼業を行おうとする場合は、研究成果活用役員兼業許可申請書(別紙様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、機構長に提出するものとする。

- 一 研究成果活用役員兼業を予定する研究成果活用企業の定款、組織図及び営業報告書
- 二 研究成果活用役員兼業に係る教員が就こうとする研究成果活用企業役員等の職名及び職務内容(機構に対する契約の締結又は検定、検査等の申請に係る折衝業務(研究成果活用事業に関係するものを除く。)の有無を含む。)を証する研究成果活用企業の作成した書面
- 三 研究成果活用企業が研究成果の事業化に関連して国等から受けている支援措置の内容を明らかにする資料
- 四 その他参考となる資料

2 教員は、当該兼業の許可の申請書に記載された事項のうち、兼業先に係る事項で、次に掲げる事項について変更があった場合は、研究成果活用役員兼業変更報告書(別紙様式第2号)に当該兼業先に係る変更後の定款等を添付して、速やかにその旨を機構長に報告しなければならない。

- イ 研究成果活用企業の名称
- ロ 研究成果活用企業の事業内容
- ハ 研究成果活用企業の親会社
- ニ 兼ねようとする役員等の職務内容
- ホ 役員等の職務への予定従事時間

(研究成果活用役員兼業の報告等)

第5条 許可を受けて研究成果活用役員兼業を行う教員は、兼業の状況について、半期ごとに研究成果活用役員兼業状況報告書(別紙様式第3号)により、次の各号に掲げる事項を機構長に報告しなければならない。

- 一 氏名、所属及び職名
- 二 研究成果活用企業の名称
- 三 研究成果活用企業の役員等としての職務内容
- 四 研究成果活用企業の役員等としての職務に従事した日時等
- 五 研究成果活用企業から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益(実費弁償を除く。)の種類及び価額並びにその受領の理由

2 機構長は、半期ごとに研究成果活用役員兼業の状況について、前条各号に掲げる事項を公表するものとする。

(研究成果活用役員兼業終了後の業務の制限)

第6条 機構長は、研究成果活用役員兼業の終了の日から2年間は、当該研究成果活用役員兼業に従事した教員を、研究成果活用役員兼業に係る研究成果活用企業との間に特別

な利害関係のある業務に従事させないようにしなければならない。

第2節 株式会社等の監査役の兼業

(定義)

第7条 この節において、「監査役兼業」とは、教員が、兼業規則第4条第1項第2号に規定する株式会社又は有限会社（以下「株式会社等」という。）の監査役の職を兼ねることをいう。

(監査役兼業の許可基準)

第8条 機構長は、教員から監査役兼業の申請があった場合において、当該申請に係る監査役兼業が次の各号に掲げる基準のいずれにも該当すると認めるときは、これを許可することができる。

- 一 監査役兼業を行おうとする教員が、当該申請に係る株式会社等における監査役の職務に従事するために必要な知見を教員の職務に関連して有していること。
 - 二 教員が当該申請に係る株式会社等（その親会社を含む。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - 三 兼業の申請前2年以内に、教員が当該申請に係る株式会社等との間に、特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。
 - 四 当該申請に係る株式会社等の経営に教員の親族が、次に掲げるような強い影響力を有していないこと。
 - イ 教員の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。）が所有している当該株式会社等の株式の数又は出資の額の合計が、当該株式会社等の発行済株式の総数又は出資総額の4分の1を超える場合
 - ロ 教員の親族が、当該株式会社等の取締役の総数の2分の1を超えて当該取締役の職に就いている場合
 - ハ 教員の親族が、当該株式会社等の代表取締役会長又は代表取締役社長の職に就いている場合
 - 五 教員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
 - 六 勤務時間を割き、又は割くおそれがないこと。
 - 七 その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 2 前項の許可は、監査役の任期等を考慮して、機構長が定める期限を付して行うものとする。

(監査役兼業の申請書類)

第9条 教員は、監査役兼業を行おうとする場合には、監査役兼業許可申請書（別紙様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付し、機構長に提出するものとする。

- 一 監査役兼業を予定する株式会社等の定款、組織図及び営業報告書
- 二 その他参考となる資料

2 教員は、当該兼業の許可の申請書に記載された事項のうち、兼業先に係る事項で、次に掲げる事項について変更があった場合は、監査役兼業変更報告書（別紙様式第5号）に当該兼業先に係る変更後の定款等を添付して、速やかにその旨を機構長に報告しなければならない。

イ 株式会社等の名称

ロ 株式会社等の親会社

ハ 監査役の職務への予定従事時間

ニ 教員の親族による株式会社等の経営への強い影響力の有無

（監査役兼業の報告等）

第10条 許可を受けて監査役兼業を行う教員は、兼業の状況について、半期ごとに監査役兼業状況報告書（別紙様式第6号）により、次の事項を機構長に報告しなければならない。

一 氏名、所属及び職名

二 株式会社等の名称

三 株式会社等の監査役としての職務に従事した日時等

四 株式会社等から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価格並びにその受領の事由

2 機構長は、半期ごとに監査役兼業の状況について前項各号に掲げる事項を公表するものとする。

（監査役兼業終了後の業務の制限）

第11条 機構長は、監査役兼業の終了の日から2年間、当該監査役兼業を行った教員を、監査役兼業に係る株式会社等との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある業務に従事させないものとする。

第3章 自営の兼業

（定義）

第12条 兼業規則第5条に規定する「自営の兼業」とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。（名義が他人であっても本人が営利企業を営むと客観的に判断される場合を含む。）

（自営に該当する範囲）

第13条 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあつては、大規模に経営が行われ、客観的に営利を主目的とする企業を営んでいると判断される場合は、自営に当たるものとして取り扱う。

2 不動産又は駐車場の賃貸にあつては、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、

自営に当たるものとして取り扱う。

一 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上あるとき。

ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、賃貸することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上あるとき。

ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であるとき。

ニ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであるとき。

ホ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであるとき。

二 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であるとき。

ロ 駐車台数が10台以上であるとき。

三 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額500万円以上である場合

四 前3号に掲げるもののほか、第1号又は第2号に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

3 不動産等の賃貸物件の種類が複合している場合には、一戸建て1棟をアパート2室相当、土地1件又は駐車場1台をアパート1室相当として換算し、これらを合計して10室相当以上となるときは、自営に当たるものとして取り扱う。

4 不動産等の賃貸を共有名義で行う場合には、持分により按分したものによるものではなく、賃貸物件全体を対象として自営に当たるか否かを判断する。賃貸件数や賃貸料収入の額についても、その不動産等の賃貸に係る件数、賃貸料収入の額全体により判断する。

5 賃貸料収入の金額は、申請時において見込まれる将来1年間の収入予定額で判断する。この場合において、収入予定額とは家賃収入等をいい、経費等を控除する前の金額で、賃貸等する際における1年間の総収入（賃貸予定の不動産等の家賃月額×室数×12月など）が500万円以上であれば、自営に当たるものとして取り扱う。

（自営の兼業の許可基準）

第14条 機構長は、職員から自営の兼業の申請があった場合には、当該申請に係る自営の兼業が次に掲げる基準のいずれにも該当すると認められるときは、これを許可することができる。

一 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合

イ 職員と申請に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に、特別な利害関係がなく、又はかかる利害関係が発生するおそれがないこと。

ロ 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

ハ 兼業することにより、機構職員としての信用を傷つけ、又は機構全体の不名誉となるおそれがないこと。

- ニ その他、兼業により職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 二 不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営を行う場合
 - イ 職員と当該事業との間に特別な利害関係がなく、又はかかる利害関係が発生するおそれがないこと。
 - ロ 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - ハ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。
 - ニ 兼業することにより、機構職員としての信用を傷つけ、又は機構全体の不名誉となるおそれがないこと。
 - ホ その他、兼業により職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(自営の兼業の申請書類)

第15条 職員は、自営の兼業を申請する場合には、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営にあつては自営兼業申請書（不動産等賃貸関係）（別紙様式第7号）、不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営にあつては自営兼業申請書（不動産等賃貸以外の事業関係）（別紙様式第8号）に、次に掲げる書類を添付し、機構長に提出するものとする。

- 一 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営の場合
 - イ 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書類
 - ロ 賃貸契約書の写し等賃貸料収入の額を明らかにする書面
 - ハ 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面
 - ニ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合
 - ホ その他参考となる資料
- 二 不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営の場合
 - イ 職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面
 - ロ 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書面
 - ハ 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることなど職員の遂行に影響がないことを明らかにする調書
 - ニ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合
 - ホ その他参考となる資料

第4章 他の事業への兼業

(他の事業への兼業の許可基準)

第16条 機構長は、職員から兼業規則第6条に規定する営利企業以外の団体等の役員、

顧問、若しくは評議員の職を兼ねようとする場合、又はその他いかなる事業（兼業規則第7条に該当する場合を除く。）に従事し、若しくは事務を行おうとする兼業（以下「他の事業への兼業」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る兼業が次の各号に掲げる基準のいずれにも該当すると認めるときは、許可することができる。

- 一 職員の占めている職と許可の申請に係る兼業先との間に、特別な利害関係がなく、又はその発生のおそれがないこと。
 - 二 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
 - 三 勤務時間を割き、又は割くおそれがないこと。
 - 四 兼ねようとする職が常勤の職ではないこと。
 - 五 その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、原則として許可しないものとする。
- 一 営利企業の事業に関与する場合。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、許可することができる。
 - イ 兼業内容が国、地方公共団体の行政機関、若しくは独立行政法人等の委託を受けた営利企業が実施する当該委託を受けた事業の調査等に関する委員会委員等、又は営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するものでない場合
 - ロ 機構が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
 - ハ 営利企業付設の研究施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
 - ニ 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
 - ホ 公益性が強く、法令（条例等を含む。）で学識経験者から意見聴取を行うことが義務付けられている場合
 - ヘ 技術移転事業者（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第2条第1項にいう特定大学技術移転事業者並びに同法第12条第1項及び第13条第1項にいう認定事業者をいう。以下同じ。）が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
 - ト 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
 - チ 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合
 - 二 営利企業以外の事業の職で職責が重大で、次に掲げるものに該当する場合
 - イ 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長（医療、療養機関の長を含む。）を兼ねる場合
 - ロ 国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び放送大学学園の役員（理事長、理事、監事）及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長、理事、監事）及び学校（園）長を兼ねる場合
 - ハ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法

人及び法人格を有しない団体（以下「法人等」という。）の役員等（会長、理事長、機構長、理事、監事、顧問及び評議員等）を兼ねる場合。ただし、次に掲げる法人等の役員等を兼ねる場合は、許可することができる。

- (1) 国際交流を図ることを目的とする法人等
 - (2) 学会等学術研究上有益であると認められ、当該職員の研究分野と密接な関係がある法人等
 - (3) 機構内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等
 - (4) 育英奨学に関する法人等
 - (5) 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等
 - (6) その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とするもので、著しく公益性が高いと認められるもの
- ニ 国立大学法人等、公立、私立の大学又は短期大学その他の機関に置かれる当該機関の教育研究活動等の評価について審議等を行う委員等の職を兼ねる場合
- ホ 短期大学、高等専門学校に置かれる当該機関の専攻科の認定申請等又は省庁大学の学位の授与申請等について審議等を行う委員等の職を兼ねる場合
- へ 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構その他の機関に置かれる当該機関の施設・設備整備等に必要な資金の貸付申請等について審議等を行う委員等の職を兼ねる場合

（他の事業への兼業の申請書類）

第17条 職員は、他の事業への兼業を行おうとする場合には、兼業許可申請書（別紙様式第9号。以下第20条において同じ。）に次の各号に掲げる書類を添付し、機構長に提出するものとする。

- 一 兼業先からの依頼状
- 二 法人等の役員、顧問又は評議員の職等に就く場合には、その法人等の事業内容に関する参考資料（寄付行為、定款等）
- 三 その他参考となる書類

第5章 教育に関する兼業

（教育に関する兼業の定義）

第18条 兼業規則第7条に規定する「教育に関する兼業」とは、次に掲げる教育に関する事業又は事務の範囲内に該当する兼業を行うことをいう。

- 一 国立大学法人又は公立大学法人の設置する学校、公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長及びこれらの教育施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務（庶務又は会計の事務に係るものを除く。以下同じ。）に従事する者の職
- 二 国立、公立、私立及びその他の団体等の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設の長並びにこれらの施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務に

従事する者の職

- 三 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうち、もっぱら教育事務に従事するもの及び地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職
- 四 国立大学法人、公立大学法人、学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体（文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。以下この条において同じ。）のうち、教育の事業を主たる目的とするものの役員、顧問、参与又は評議員の職及びこれらの法人又は団体の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職
- 五 国会、裁判所、防衛省、公共企業体又は地方公共団体に附置された機関又は施設の長及びこれらの機関又は施設の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職

（教育に関する兼業の許可基準）

第19条 機構長は、教員から教育に関する兼業の申請があった場合において、当該申請に係る兼業が、第16条第1項に掲げる基準のいずれにも該当すると認めるときは、許可することができる。ただし、次に掲げる各号の一に該当する場合は、原則として許可しないものとする。

- 一 国立大学法人又は公立大学法人の設置する学校、公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合
- 二 国立、公立、私立及びその他の団体等の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設の長を兼ねる場合
- 三 国立大学法人、公立大学法人、学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体の長及びその他の役員の職を兼ねる場合
- 四 国会、裁判所、防衛省、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合
- 五 大学等の入学試験の準備を目的として設置又は開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合

（教育に関する兼業の提出書類）

第20条 教員は、教育に関する兼業を行おうとする場合には、兼業許可申請書に次に掲げる書類を添付し、機構長に提出するものとする。

- 一 兼業先からの依頼状
- 二 その他参考となる書類

第6章 短期間兼業

（短期間兼業）

第21条 職員が、兼業規則第6条又は第7条に規定する兼業を行おうとする場合にお

いて、当該申請に係る兼業が、長期間その任期が継続することなく、かつ、次に掲げる各号の一に該当する場合には、第17条又は第20条各号に掲げる書類の提出により事前に機構長の許可を得るものとし、所定の申請書の提出は要しないものとする。

一 従事する期間が1日限りの場合

二 従事する期間が2日以上6日以内の場合で、かつ総従事時間数が10時間未満の場合

2 前項の日数の計算に当たっては、従事する日が連続している場合のほか、前後に間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日が定まっており、当該兼業の内容に継続性が認められるときは、従事するすべてを合算するものとする。

第7章 許可の取り消し

(許可の取り消し)

第22条 機構長は、この細則に基づき許可した兼業が、この細則の定め該当しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

第8章 台帳の整備

(台帳の整備)

第23条 機構長は、職員別の兼業の許可に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

一 許可年月日

二 職員の名前、その占める職及び所属

三 兼業先及びその占める職並びに勤務態様

四 兼業予定期間

五 報酬

六 その他必要と認められる事項

第9章 雑則

(雑則)

第24条 兼業による事故及び災害については、機構は一切その責任を負わないものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月11日）
この細則は、平成18年9月11日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）
この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日）
この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）
この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）
この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日）
この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）
この細則は、平成31年4月1日から施行する。